

キラキラネーム

JJ1SXA/池

それにしても、これが人名かとびっくりだ、子供を育てることは親の責任だが、子供は親の所有物ではない、もちろんペットでも無い。

20年ほど前、生まれた子供に「悪魔」という名前をつけて市役所に提出し、これを市役所が受け付けないという事件があった、これを不服として両親が家庭裁判所に提訴したが、結局は「阿久」という名前に落ち着いたようだ。

希星(きらら)、絆星(きら)、来桜(らら)、月(あかり)、天響(ていな)、緑輝(さふあいあ)、火星(まあず)、葵絆(きずな)、姫星(きてい)、男(あだむ)などは、良い方だろうが、大描夢(ひがむ)、羅似(きらい)、おかし子(おかしこ)、野風平蔵重親(のかぜへいぞうしげちか)、幻の銀侍(まぼろしのぎんじ)等々、どうしてこんな名前をつけるのだろうか、泡姫(ありえる)、愛保(らぶほ)、犯士(ひろし)、麻楽(まら)、亜菜瑠(あなる)、亜成(あなる)などに至っては、名付けた親の顔が見たい。

読売新聞(9月16日付)の報道によると、安倍晋三総理が先日、東京都内の講演でこう述べた「キラキラネームをつけられた多くの子供はいじめられている、ペットではないのだから、そういう親も指導しなければいけない」と、尤もだと思う。

偏向報道で名高い、北海道新聞は、安倍憎しで、森鷗外の子供の名前「於菟」(オットー)、「茉莉」(マリー)、「不律」(フリッツ)、「杏奴」(アンヌ)、「類」(ルイ)を引き合いに出して早速反論を掲げたが、的場光昭氏により、無知を粉碎された、森鷗外の子供の名前は熟慮の上だ、今時のキラキラネームと同列に考えるべきでは無いのだ。

ある法医学者によると、最近事故や事件に巻き込まれ法医解剖の対象になる子供の名前は、ほとんど親が遊びでつけたとしか思えないような変な名前(キラキラネーム)だと言っている。

変な名前をつけるということは、そうした子供が非行に走ったり、事件に巻き込まれたり、あるいは、いじめられたりする可能性は十分あるようだ。

芸能人の子供にもキラキラネームがいる、杉浦太陽と辻希美の子供は、希空(のあ)、青空(せいあ)、昊空(そら)と空と言う字が入っているがまともには読めない。

的場浩司の子供は、宝冠(ていあら)と、我流(がりゅう)、ダイヤモンド☆ユカイの子供(双子)は、頼音(らいおん)と匠音(しよーん)だ。

スノーボードで有名な成田3兄弟は、緑夢(ぐりむ)、童夢(どうむ)、夢露(めろ)だったことを思い出す。

改名したい場合は、戸籍法第107条の二「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない」ということだ。

名付けられる時点では、子供には意思が無い、余りにもふざけたような名前はまずい、「子供は親の所有物ではない」を心せよ、ペットでは無い。